

大和市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により次のとおり市道の路線の供用
を平成31年2月13日から開始する。

なお、関係図面は、本市都市施設部土木管理課において、平成31年2月13日から2週間（た
だし、日曜日及び土曜日を除く。）の一般の縦覧に供する。

平成31年2月13日

大和市長 大 木 哲

路 線 名	起 点	終 点	幅 員 (m)	延 長 (m)	備 考
渋谷101号	渋谷六丁目 100番25	渋谷六丁目 100番25	5.97 ～6.00	193.78	路線総延長 311.50m の内193.78m
渋谷109号	渋谷六丁目 100番30	渋谷六丁目 100番30	6.00	38.83	路線総延長 67.48m の内38.83m
渋谷121号	渋谷七丁目 100番26	渋谷七丁目 100番26	6.00 ～10.51	200.25	路線総延長 263.00m の内200.25m
渋谷123号	渋谷七丁目 100番31	渋谷七丁目 100番31	6.00	36.15	路線総延長 46.62m の内36.15m